

特定建設作業の種類（騒音・振動規制法施行令別表第2参照）

特定建設作業の種類	作業の分類等		届出義務の有無		主な機械・工法等
			騒音	振動	
くい打機を使用する作業	既成くい直打工法	打撃工法（機械）	○	○	ディーゼルハンマー 油圧ハンマー ドロップハンマー パイルエキストラクタ
		打撃工法（人力）	×	×	もんけん
		圧力工法	○	×	油圧 ワイヤー圧入
	既成くい埋込み工法	打撃を用いるもの	×	○	プレボーリング工法 中堀工法
		打撃を用いないもの	×	×	プレボーリング工法 中堀工法 くい回転根固め工法
	場所造成くい（場所打くい）		×	×	オールケーシング（ベノト）工法 アースドリル工法 リバースサーキュレーション工法
	油圧式		○	×	油圧
くい抜機を使用する作業	油圧式以外		○	○	打撃工法
	圧力式		×	×	サイレントパイラー パイルマスタ
	圧力式以外（振動、打撃等）		○	○	バイブロハンマー
びょう打機を使用する作業	リベット打ち		○	×	リベッティングハンマー
	リベット打ち以外		×	×	インパクトレンチ トルクレンチ
さく岩機を使用する作業 ※ (振動の届出では「プレー」 （カーを使用する作業）)	ブレーカー (打撃のみ)	重機取り付け式等	○	○	ジャイアントブレーカー 油圧ブレーカー
		手持ち式	○	×	ハンドブレイカー ピックハンマー 電動ハンマー
	さく孔を主とするさく岩機 (打撃+回転)		○	×	ジャックハンマー（シンカ） レッグドリル ドリフタ ストーパ
空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機、定格出力 15kW 以上 (さく岩機の動力として用いる場合を除く)		○	×	主にリベット打ち、くい打ちの動力として用いるときに要届出
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練容量 0.45 m ³ 以上 (モルタル製造用除く)		○	×	ここで規制するのは「プラント」であり、「ミキサー車」、「ミキサー」は届出不要
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練重量 200kg 以上		○	×	
バックホウを使用する作業	原動機の定格出力 80kW 以上 (環境大臣が指定する低騒音型除く)		○	×	
トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力 70kW 以上 (環境大臣が指定する低騒音型除く)		○	×	
ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力 40kW 以上 (環境大臣が指定する低騒音型除く)		○	×	
舗装版破碎機を使用する作業 ※	ハンマーを落下させるもの		×	○	
鋼球を使用して工作物を破壊する作業			×	○	

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、届出が必要

特定建設作業にかかる規制基準（特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準、振動規制法施行規則別表第1参照）

地域区分	区分け(詳細要確認)	基準値(敷地境界)	作業ができる時間	実働時間/日	連続作業期間	作業の禁止
1号区域	2号区域以外	騒音：85 dB 以下 振動：75 dB 以下	7～19時	10時間以内	6日以内	日曜・その他休日
2号区域	主に工業専用地域 (騒音は+工業地域)		6～22時	14時間以内		

ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください

久留米市荘島町375番地 久留米市役所環境部環境保全課 (TEL:0942-30-9043 / FAX:0942-30-9715)